

# 令和7年度《大崎市教育委員会会計年度任用職員（学校栄養士）》 募集要項

1 応募資格：栄養士免許証を所持している人、かつ、普通自動車第一種運転免許（AT 限定可）を所持している人で、次のいずれにも該当しない人（地方公務員法第16条）となります。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 大崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 募集人数：1人

3 募集期間：隨時募集

※ 募集人数に達しましたら、募集を締め切ります。

4 申込・選考：任用予定者は、面接試験により選考します。なお、お申込みから面接試験までの流れは、次のとおりとなります。

- (1) 「5 申込先」宛てに電話で申込みをし、面接試験の日程調整
  - ・ 受付時間 午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日を除く。）
  - ・ 申込日に日程調整をできない場合がありますので、御了承願います。
- (2) 履歴書（原本・A4サイズ（見開きA3サイズ））及び栄養士免許証（写し）の用意
  - ・ 市販の履歴書用紙（アルバイト用は不可）に必要事項を記入
  - ・ 写真を貼付し、左上余白に「学校栄養士」と朱書き

※ 貼付する写真は、申込前6か月以内に脱帽正面向き上半身を撮影したもの（縦4cm×横3cm サイズ）で、本人と確認できるものとします。

  - ・ 栄養士免許証（写し）は、本人と確認できるもの
- (3) 面接日の当日に履歴書（原本）及び栄養士免許証（写し）を持参し、大崎市役所で面接試験を受験

※ 履歴書（原本）は返却しません。必要がある場合は、あらかじめ写しを取ってください。

※ 選考結果は、面接試験後、2週間程度で受験者に郵送で通知します。

5 申込先：〒989-6188 大崎市古川七日町1番1号

大崎市教育委員会 教育総務課 総務担当（大崎市役所本庁舎3階）

電話 0229-23-2211

※その他お問い合わせもこちらへご連絡ください。

# 令和7年度《大崎市教育委員会会計年度任用職員（学校栄養士）》

## 勤務条件

身 分	地方公務員法（昭和25年法律261号）第22条の2に規定する会計年度任用職員です。なお、この任用は、任期の定めのない職員の採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。
勤 務 要 件	<p>＜必要資格＞</p> <p>栄養士免許証を所持している人 普通自動車第一種運転免許（AT限定可）を所持している人</p> <p>＜次に掲げる方は勤務できません＞</p> <p>1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 2 大崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</p>
任 用 期 間	任用開始日～令和8年3月31日
就 業 の 場 所	大崎東学校給食センター
業 務 の 内 容	学校給食の献立作成・栄養管理・衛生管理・食育指導など ※腸内細菌検査（検便）を月2回行います
始業終業時間 休憩時間	<p>1 勤務日・就業時間はセンター長が決定する 午前8時00分～午後5時15分のうちの実働時間7時間</p> <p>2 休憩時間 60分</p> <p>3 一週間の勤務時間 35時間</p>
休 日	土・日・祝日（年に数回土日出勤あり、平日振替あり）、12月29日～1月3日
休 暇	<p>1 年次有給休暇 採用時1～3日程度付与</p> <p>2 その他の休暇 特別休暇制度あり ※病気休暇…（有給）と（無給）の場合あり ※その他…（有給）忌引きなど、（無給）介護休暇など</p> <p>○ 食中毒防止のため、出勤停止を命じる場合がある</p>
報 酬 等	<p>1 基本報酬（賃金） 月額 218,500円～228,600円 ※経験年数により決定 ※市の常勤職員の給与改定に準じ、報酬及び期末手当 ・勤勉手当が増額又は減額となる場合あり</p> <p>2 賞与（期末手当） 勤務日数・時間等に応じて支給</p> <p>3 通勤手当 自宅から勤務場所まで条件に応じて通勤手当額を支給</p> <p>4 支 払 日 毎月21日（休日の場合は前日以前の平日）</p> <p>5 支払方法 本人登録口座へ振込み</p>
退 職 に 関 す る 事 項	自己都合退職の手続き 書面にて届け出ること
守 秘 義 务	職務上知り得た情報は、退職後においても外部にもらしてはいけません
そ の 他	社会保険（健康保険・厚生年金保険）・雇用保険・労災保険 加入